

議案第 6 4 号

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 5 年 6 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（平成 2 4 年川崎市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「別表に規定する」を「別表 1 の項及び 2 の項に掲げる」に改める。

別表を次のように改める。

別表

	名 称	主たる事務所の所在地
1	特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド	横浜市中区新港 2 丁目 2 番 1 号 横浜ワールドポーターズ 6 階 N P O スクエア
2	特定非営利活動法人キーパーソン 2 1	川崎市中原区新丸子東 2 丁目 9 0 7 番地— 3 0 4
3	特定非営利活動法人スマイルオブキッズ	横浜市南区六ツ川 4 丁目 1, 1 2 4 番地 2

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(川崎市市税条例の適用)

2 改正後の条例別表 3 の項に掲げる特定非営利活動法人に対する寄附金については、川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号）第 23 条の 5 第 2 項の規定は、平成 25 年 1 月 1 日から適用する。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を追加するため、この条例を制定するものである。